

## ○大府市農業者熱中症対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症リスクが高まる高温下で従事する農業者が安全かつ快適に作業できる環境を整備し、農業の生産性の確保及び持続性を高めるため、農業者時の熱中症対策を図るために必要な備品、設備等（以下「熱中症対策備品等」という。）の整備に係る経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市農業者熱中症対策事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内在住又は市内で営農する農業者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）
  - イ 認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）
- (3) 補助金の交付決定の日から5年以上農業に従事する意思があること。
- (4) 大府市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、この要綱の施行日以降に熱中症対策備品等を購入し、又は設置する事業で、その補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。
    - (1) 同一の経費について、本補助金の交付申請年度に国、県その他の団体から補助金その他これに類する給付を受け、又は受ける予定のあるもの
    - (2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたもの
- (交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、大府市農業者熱中症対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に、見積書等の補助対象経費を確認できる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の申請は、1経営体あたり年度1回の申請とする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知する。

4 市長は、前項の規定による決定をする場合において、必要に応じ、当該決定に条件を付することができる。

(変更交付の申請等)

第5条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更するときは、大府市農業者熱中症対策事業補助金変更交付申請書(第2号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更を承認し、前項の規定による変更申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 第4条第3項又は前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、大府市農業者熱中症対策事業補助金実績報告書(第3号様式)に領収書等の補助対象経費の支払を証する資料及び事業の実施を証する写真等を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者からの請求により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付を決定する場合に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	補助率	上限額	補助対象経費
個人経営者	3分の1以内	5万円	<p>熱中症対策備品等であって次に掲げるものを購入し、又は設置する事業に係る経費</p> <p>(1) 空調機能付き作業着（ファン及びバッテリーを含むものに限る。）</p> <p>(2) 水冷式ベスト</p> <p>(3) WBGT 測定器その他暑熱環境測定機器</p> <p>(4) 作業従事者のために整備する次に掲げるもの</p> <p>ア スポットクーラー（移動式に限る。）</p> <p>イ 冷風機（気化式に限る。）</p> <p>ウ 業務用扇風機</p> <p>エ ミスト発生装置</p> <p>(5) ハウス内の作業空間の暑熱環境を低減するために設置する遮熱シート</p> <p>(6) その他市長が適当と認めるもの</p>
法人経営者	3分の2以内	10万円	上記と同じ

備考

- 1 飲料水、塩分補給用品その他消耗品は対象外とする。
- 2 専ら農作業の用に供するものとし、日常生活の用に供する汎用性の高い家電製品は対象外とする。
- 3 専ら作物の品質向上又は収量増加のみを目的とする備品の購入及び施設整備は対象外とする。
- 4 恒久的な施設改修工事は対象外とする。